

社会福祉法人みちのく協会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職場での活躍を目指し、全職員が働きやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

■ 平成 30 年 9 月 1 日 ～ 平成 32 年 8 月 31 日

2. 目 標

■ 労働者全体の残業時間を月平均 5 時間以内とする。

3. 取組内容

■ 平成 30 年 9 月～ 業務の優先順位づけや業務分担の見直しを行う

■ 平成 31 年 9 月～ ノー残業デーや定時退社の呼びかけを行う。

■ 平成 32 年 9 月～ 各部署に残業実績をフィードバックし、前年同月

と比較して増加している部署に状況確認する。